

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく

宅地造成等工事許可申請等の手引き

令和7年10月1日

松山市

本手引きに記載の法令等名は、次のとおり省略しています。

法：宅地造成及び特定盛土等規制法

政令：宅地造成及び特定盛土等規制法施行令

省令：宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則

細則：松山市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

目 次

1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の概要	- 1 -
(1) 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可制度の趣旨	- 1 -
(2) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域	- 2 -
(3) 許可を要する工事	- 3 -
(4) 届出を要する工事	- 4 -
(5) その他届出を要する工事等	- 4 -
(6) 許可を要しない工事	- 5 -
2 許可権者	- 6 -
3 工事の技術的基準及び設計者資格	- 7 -
(1) 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準	- 7 -
(2) 土石の堆積に関する工事の技術的基準	- 8 -
(3) 資格を有する者の設計対象工事、設計者資格	- 8 -
4 事前協議	- 9 -
5 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請等	- 15 -
(1) 宅地造成又は特定盛土等規制法に基づく許可申請	- 15 -
(2) 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出	- 27 -
(3) 区域指定時に着手済みの工事に関する届出	- 29 -
(4) 擁壁等に関する工事(除却工事)及び公共施設用地の転用の届出	- 29 -
(5) 標準処理期間	- 30 -
(6) 許可申請手数料等	- 30 -
6 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可後における留意事項	- 31 -
(1) 許可の条件	- 31 -
(2) 標識の掲示及び着手届	- 31 -
(3) 検査・定期報告	- 32 -
7 申請手続の流れ	- 36 -
8 その他の手続	- 38 -
9 様式一覧	- 39 -

1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の概要

(1) 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可制度の趣旨

この許可制度は、法の規制区域内で新規に行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、災害防止のため必要な規制を行うことにより国民の生命・財産の保護を図ることを目的としています。

本手引内の用語の定義は、下表のとおりです。

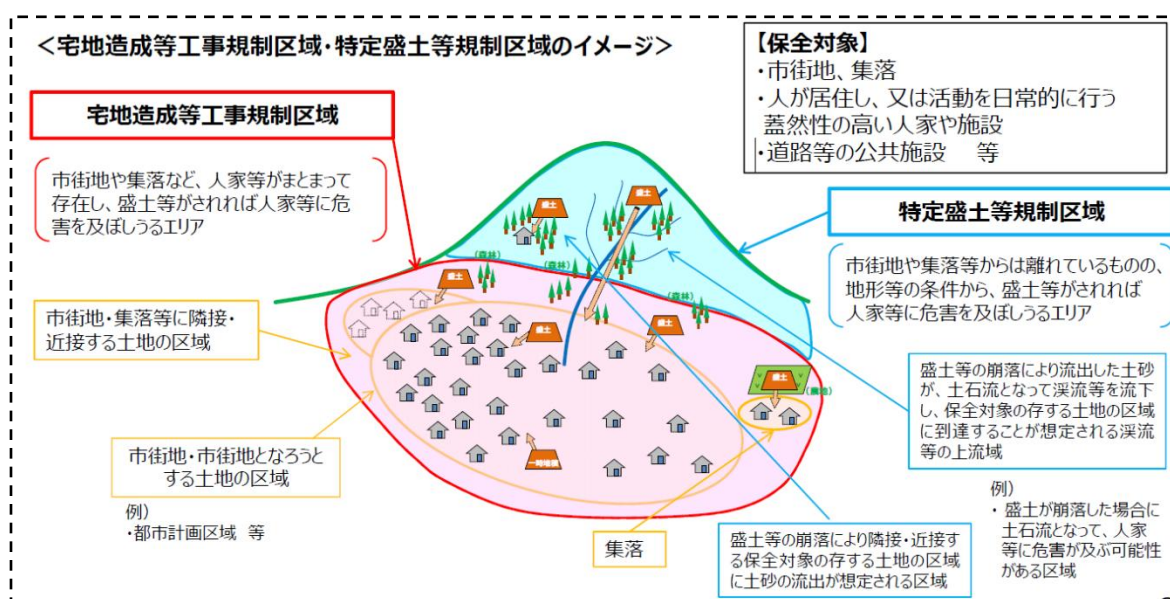
表 1 - 1 用語の定義

用語	定義
宅地	次に掲げる土地以外の土地をいいます。 ・農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川、公共の用に供する施設の用に供されている土地（以下「公共施設用地」という。）
農地等	農地、採草放牧地及び森林をいいます。
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更をいいます。
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものをいいます。 <u>また、特定盛土等は宅地造成を包含します。</u>
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令第 4 条で定めるものをいいます。（ <u>一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限り</u> ます。）
宅地造成等	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をいいます。
崖	地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地（硬岩盤を除く。）をいいます。（政令第 1 条）
擁壁等	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留をいいます。

(2) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域

表 1 - 2 規制区域

区域	概要
宅地造成等工事規制区域 (宅造区域)	市街地や集落、その周辺など、人家等がまとまって存在し、一定規模以上の盛土や切土、一時的な土石の堆積がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア
特定盛土等規制区域 (特盛区域)	市街地や集落からは離れているものの、地形等の条件から、一定規模以上の盛土や切土、一時的な土石の堆積がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア



※本市の規制区域（令和6年10月1日指定）は、市ホームページで公表しています。

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kurashi/jutaku/tochi/moridokisei/kiseikuiki.html>

(3) 許可を要する工事

規制区域内において行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で一定規模を超えるものが対象です。

表 1 - 3 許可を要する工事

行 為	対象規模
宅地造成 特定盛土等 (法第 2 条、政令第 3 条、第 28 条)	《宅地造成等工事規制区域》 ① 盛土で、高さが 1m 超の崖 ② 切土で、高さが 2m 超の崖 ③ 切土と盛土を同時に行う場合で、高さが 2m 超の崖 (①②を除く) ④ ①③に該当しない盛土で、高さが 2m 超 ⑤ ①～④に該当しない盛土又は切土で、面積が 500 m ² 超 (注 2、注 4)
	《特定盛土等規制区域》(注 3) ① 盛土で、高さが 2m 超の崖 ② 切土で、高さが 5m 超の崖 ③ 切土と盛土を同時に行う場合で、高さが 5m 超の崖 (①②を除く) ④ ①③に該当しない盛土で、高さが 5m 超 ⑤ ①～④に該当しない盛土又は切土で、面積が 3,000 m ² 超 (注 2、注 4)
土石の堆積 (注 1) (法第 2 条、政令第 4 条、第 28 条)	《宅地造成等工事規制区域》 ① 堆積の高さが 2m 超かつ面積が 300m ² 超 ② ①に該当しない土石の堆積で、堆積の面積が 500 m ² 超
	《特定盛土等規制区域》(注 3) ① 堆積の高さが 5m 超かつ面積が 1,500 m ² 超 ② ①に該当しない堆積で、面積が 3,000 m ² 超

注 1：土石の堆積の許可期間は 5 年以内です。

注 2：建築物が建築されることにより盛土・切土が行われない部分は、当該面積に含まれません。

注 3：特定盛土等規制区域内においては、届出が必要となる場合があります。

注 4：高さ（盛土・切土をする前後の地盤面の標高差）が 30 cm を超える面積が当該面積以下の場合には許可不要です。

許可対象となる盛土等の規模 赤字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m 超 2m 超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m 超 5m 超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m 超 5m 超 の崖を生ずるもの (①、②を除く)	④盛土で高さが 2m 超 5m 超 となるもの (①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500m ² 超 3,000m ² 超 となるもの (①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m 超 5m 超 かつ面積が 300m ² 超 1,500m ² 超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500m ² 超 3,000m ² 超 となるもの
イメージ図		

(4) 届出を要する工事
(法第 27 条第 1 項)

特定盛土等規制区域において、表 1-4 に示す工事を行う場合は、事前に届出が必要です(注 1) (詳細は「5-(2)」を参照)。ただし、災害発生のおそれがないと認められる工事を除きます。

表 1-4 届出を要する工事 (特定盛土等規制区域)

規制区域	行為	対象規模	提出期日	様式	備考
特定盛土等 規制区域	特定盛土等	① 盛土で、高さが 1m 超の崖 ② 切土で、高さが 2m 超の崖 ③ 切土と盛土を同時に行う場合、高さが 2m 超の崖 ④ ①③に該当しない盛土で、高さが 2m 超 ⑤ ①～④に該当しない盛土又は切土で、面積が 500m ² 超 (注 2、注 3)	工事着手 日の 30 日 前まで	様式第 19 (省令第 58 条第 1 項)	(法第 27 条第 1 項、 第 28 条第 1 項) (注 1)
	土石の堆積	① 堆積の高さが 2m 超で、面積が 300 m ² 超 ② ①に該当しない土石の堆積で、面積が 500m ² 超		様式第 20 (省令第 58 条第 2 項)	

注 1：法第 27 条第 5 項の規定により都市計画法第 29 条の開発許可申請をしたものは届出をしたものとみなします。

注 2：建築物が建築されることにより盛土・切土が行われない部分は、当該面積に含みません。

注 3：高さ（盛土・切土をする前後の地盤面の標高差）が 30 cm を超える面積が当該面積以下の場合は届出不要です。

(5) その他届出を要する工事等
(法第 21 条、法第 40 条)

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域において、表 1-5 に示す工事等に該当する場合は、届出が必要です。(詳細は「5-(3)」、「5-(4)」を参照)

表 1-5 その他届出を要する工事等

工事の内容	提出期日
区域指定時に着手済みの工事のうち 「1-3 許可を要する工事」、「1-4 届出を要する工事」に該当する工事	区域指定があった日から 21 日以内 (令和 6 年 10 月 22 日まで)
次の全部又は一部の除却工事を行う場合 ①高さが 2m 超の擁壁又は崖面崩壊防止施設 ②地表水等を排除するための排水施設 ③地滑り抑止ぐい等	工事着手日の 14 日前まで
公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合	転用した日から 14 日以内

(6) 許可・届出を要しない工事

表 1 - 6 許可・届出を要しない工事

区 分	具体的な内容
<p>公共施設用地内で行う工事 (法第 2 条第 1 号、政令第 2 条、省令第 1 条各項)</p>	<p>道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する防衛施設、 国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設</p>
<p>災害の発生するおそれがないと認められる工事 (法第 12 条第 1 項ただし書、第 27 条第 1 項ただし書、第 30 条第 1 項ただし書、政令第 5 条第 1 項各号、第 27 条、第 29 条第 1 項、省令第 8 条第 1 項各号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等） ・鉱業法に基づく鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事）等 ・採石法に基づく岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事）等 ・砂利採取法に基づく砂利の採取（許可を受けた採取計画に係る工事）等 ・土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水排水施設の新設等）等 ・火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ・家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 ・土壤汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等 ・平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分 ・森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ・国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ・高さ 2m 以下かつ面積 500 m² 超の盛土又は切土（政令第 3 条第 5 号の盛土又は切土に限る。）であって、盛土又は切土をする厚さ（前後の地盤面の標高差）が 30 cm を超えないものを行う工事(厚さが 30 cm を超える面積が 500m² 超の場合は、許可又は届出が必要です。) ・政令第 4 条第 1 号の土石の堆積(高さ 2m 超)であって、土石の堆積を行う土地の面積が 300 m² を超えないもの ・政令第 4 条第 2 号の土石の堆積(500m² 超)であって、土石の堆積をする高さが 30 cm を超えないもの ・工事の施行に付随して行われる土石の堆積（注 1）であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場（注 2）又はその付近（注 3）に堆積するもの（注 4）
<p>みなし許可となる工事 (法第 15 条各項、第 34 条各項に基づき許可があったものの（受けたもの）とみなす工事)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う宅地造成等に関する工事について、市長との協議が成立した工事 ・都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けて行われる工事

区 分	具体的な内容
その他法の対象外となる行為	<ul style="list-style-type: none"> ・農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であってその前後の土地の地盤面の標高差が市が定める値を超えないもの） ・既存の擁壁をやりかえる場合（既存の宅地高さに変更のないもの） ・防災目的で自然崖に擁壁を設置する場合 ・建築基準法第 42 条第 2 項に規定の道路後退により擁壁が移築される場合(既存の宅地高さに変更のないもの) ・既存の宅地に入出りのための階段等のみを築造する場合 ・建築物等の工作物を建築・築造する際に掘削及び埋め戻しをする場合 ・建築物等の工作物の解体に伴う埋め戻しをする場合 ・四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて高上げを行い平坦にする場合や、この平坦な面を基準として、工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えない場合（盛土による堤体を有する人工池を埋め立てる場合を除く）

注 1：「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があつた上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。

注 2：「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）は、工事の現場として取り扱います。

注 3：「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地(本体の工事が行われている土地と当該土地の相互の間隔が直線距離で 10 km程度以内のもの)が該当します。

注 4：工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、管理体制等を記した看板の掲示を行ってください。

〈参考〉都市計画法に基づく開発許可（みなし許可）

許可を要する開発行為

〔都市計画法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 項
都市計画法施行令第 19 条第 1 項及び第 22 条の 2〕

区域の種類		開発行為の規模
都市計画区域	市街化区域	1,000m ² 以上の開発行為
	市街化調整区域	原則として全て
準都市計画区域（松山市指定なし）		3,000m ² 以上
都市計画区域外及び準都市計画区域外		10,000m ² 以上の開発行為

2 許可権者

許可権者は、松山市長となります。

3 工事の技術的基準及び設計者資格

本市では、国の「盛土等防災マニュアル」を基に技術的基準を補完し、宅地造成等に関する工事の全般的な技術的指導基準を策定しています。詳細は、市ホームページで公表している「宅地造成及び特定盛土等規制法の技術基準」をご参照ください。

(市HP 宅地造成及び特定盛土等規制法の技術基準)

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kurashi/jutaku/tochi/moridokisei/kyokaseido.html>

(国土交通省ホームページ 盛土等防災マニュアル)

<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001611436.pdf>

(1) 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準

表3-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準

(法第13条第1項、第31条第1項、政令第7条～第18条)

技術的基準	政 令	内 容
地盤について講ずる措置に関するもの	第7条第1項第1号	盛土をした後の地盤に雨水その他の地下水等の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第7条第1項第2号	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑り対策（段切りその他の措置）について
	第7条第2項第1号	盛土又は切土により生じる崖の上端の地盤面における雨水その他の地表水に対する措置について
	第7条第2項第2号	山間部における河川の流水が継続している土地その他省令第12条各号の土地において、高さ15mを超える盛土地盤の安定の確認（土質検査等又は試験に基づく地盤の安定計算）について
	第7条第2項第3号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合の滑り対策（地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置）について
擁壁の設置に関するもの (注3)	第8条	擁壁の設置が必要な崖面等について
	第9条～第13条	擁壁の構造について (鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造)
	第17条	国土交通大臣認定による特殊材料又は構法の擁壁について (注1)
崖面崩壊防止施設の設置に関するもの	第14条第1項第1号	崖面崩壊防止施設の設置が必要な場合について
	第14条第1項第2号	崖面崩壊防止施設の構造について
崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関するもの	第15条第1項	擁壁で覆われない崖面の風化等による侵食からの保護について (石張り、芝張り、モルタル吹付け等)
	第15条第2項	地表面（注2）の雨水その地表水による浸食からの保護について (植栽、芝張り、板柵工等)
排水施設の設置に関するもの	第16条	排水施設の構造、機能について

注1：国土交通大臣による認定擁壁一覧の詳細は、国土交通省ホームページで公表されています。

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000060.html

注2：特定盛土等に関する工事の技術的基準は、「地表面」を「地表面及び農地等における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えて適用します。（政令第18条）

注3：擁壁の高さは、擁壁の地盤面の接する下端から最高部までの垂直距離（見え高）です。（政令第1条第4項）

(2) 土石の堆積に関する工事の技術的基準

表3-2 土石の堆積に関する工事の技術的基準

(法第13条第1項、第31条第1項、政令第19条)

技術的基準	政 令	内 容
土石の堆積に伴い必要となる措置に関するもの	第19条第1項第1号	勾配の制限について（勾配1/10以下）
	第19条第1項第2号	地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第19条第1項第3号	堆積した土石の周囲に設ける空地について
	第19条第1項第4号	堆積した土石の周囲に設ける柵について
	第19条第1項第5号	雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊に対する措置について
	第19条第2項	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の措置を講ずる場合における第19条第1項第3号及び第4号の適用除外について

(3) 資格を有する者の設計対象工事、設計者資格

ア 資格を有する者の設計対象工事（法第13条第2項、政令第21条）

(ア)高さが5mを超える擁壁の設置

(イ)盛土又は切土をする土地の面積が1,500 m²を超える土地における排水施設の設置

イ 設計者資格（法第13条第2項、政令第22条、省令第35条、建設省告示第1005号）

上記アの工事については、下記の(ア)から(オ)のいずれかに該当する者の設計によらなければなりません。

(ア)学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者

(イ)学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者

(ウ) (イ)に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者

(エ)学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者

務の経験を有する者

(オ)国土交通大臣が(ア)から(オ)までに規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者

- a 学校教育法による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者
- b 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年文部科学省令第三十六号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十五号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）
- c 建築士法による一級建築士の資格を有する者
- d 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習を修了した者
- e a から d のいずれかに該当する者のほか、国土交通大臣が政令第22条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

4 事前協議

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可を申請する前に、その計画について、事前に許可の要否や許可の見通しがあるのかを市に確認しておく必要があります。なお、都市計画法第29条のみなし許可となる場合でも事前協議を要します。

事前協議書に必要書類を添えて正副各1部（合計2部）をご提出ください。（表4-1、表4-2参照）

事前協議が成立した後、許可申請までに周辺地域の住民に対し、説明会の開催等により工事内容の周知を行ってください。（住民周知は20頁参照）

表 4 - 1 事前協議に必要な書類

書類の名称	附属書類	内容等	区 分		備 考
			宅地造成 特定盛土 等	土石の堆 積	
1.事前協議書	事前協議経過書	・工事主、工事の概要等を記載	要	要	事前協議経過書は開発許可申請を行う場合に添付すること
2.設計者の資格に関する申告書	卒業証明書	・高さが 5mを超える擁壁の設置 ・盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 m ² を超える土地における排水施設の設置	左記の設計をするときは要	左記の設計をするときは要	設計者の資格は、「3 - (3) 資格を有する者の設計対象工事、設計者資格」を参照のこと (省令第 7 条第 1 項第 5 号)
	実務経歴証明書				
	資格、免許等の写し				
3.構造計算書		・擁壁又は崖面崩壊防止施設の概要（注 1） ・構造計画、応力算定及び断面算定	備考に該当する場合は要	備考に該当する場合は要	・鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合 (省令第 7 条第 1 項第 2 号) ・崖面崩壊防止施設の場合 (政令第 14 条、省令第 31 条)
		・措置の概要、構造計画、応力算定及び断面計算等	-	備考に該当する場合は要	・土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が 10 分の 1 以下であるものに限り。）を有する堅固な構造物又は堆積した土石の滑動を防ぐ若しくは滑動する堆積した土石を支えるための構造物を設置等する場合 (省令第 7 条第 2 項第 2 号、第 32 条)
			-	備考に該当する場合は要	・堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等の設置措置を講ずる場合 (省令第 7 条第 2 項第 3 号、第 34 条第 1 項第 1 号)

書類の名称	附属書類	内容等	区分		備考
			宅地造成 特定盛土 等	土石の堆 積	
4.地盤、崖面 及び溪流等にお ける盛土の安定 計算書		・土質試験その他の調 査又は試験に基づく安 定計算書	備考に該 当する場 合は要	-	・溪流等、災害の生じ るおそれが特に大きい 土地において、高さ 15 mを超える盛土をする 場合 (省令第7条第1項 第3号) ・崖面を擁壁で覆わな い場合 (省令第7条第1項 第4号)
		・盛土の安定計算書	備考に該 当する場 合は要	備考に該 当する場 合は要	・溪流等において盛土 をする場合 ・勾配が標準値を超え る場合
5.その他審査に 必要な書類	大臣認定擁壁	・認定書 ・計画条件が認定条件 を満足していることが分 かる書類	当該擁壁 を使用す る場合 は要	当該擁壁 を使用す る場 合は要	(政令第17条)
	申請地及びその 周辺の写真		要	要	(省令第7条第1項 第6号) 申請箇所を赤枠で囲 むこと、申請書類提出 日の3ヶ月以内に撮影 したもの
	その他	・流域図及び流量計算 書 ・その他市長が必要と 認める書類	※	※	※市長が必要と認める 場合

注 1：崖面崩壊防止施設の概要が分かる資料には、「擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象（盛土又は切土をした後の地盤の変動、地盤の内部への地下水の侵入又はその他擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象）」が分かる書類を添付してください。

表4-2 事前協議に添付する図面

図面の名称	明示すべき事項		区分		備考
	内容	縮尺	宅地造成 特定盛土 等	土石の堆 積	
1.位置図	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	要	要	(省令第7条第1項 第1号、2項1号)
2.地形図	・方位及び土地の境界線 (赤枠で囲むこと)	1/2,500 以上	要	要	等高線は、2mの標高 差を示すものとする (省令第7条第1項 第1号、2項1号)
3.土地の平面図	<p>〈宅地造成、特定盛土等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方位及び土地の境界線並びに、盛土（緑色で着色）又は切土（黄色で着色）をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置 	1/2,500 以上	要	-	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること (省令第7条第1項 第1号)
	<p>〈土石の堆積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方位及び土地の境界線並びに勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 	1/500 以上	-	要	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること (省令第7条第2項 第1号)

図面の名称	明示すべき事項		区分		備考
	内容	縮尺	宅地造成 特定盛土 等	土石の堆積	
4.土地の断面図	・盛土（緑色で着色）又は切土（黄色で着色）をする前後の地盤面	1/2,500以上	要	－	高低差の著しい箇所について作成すること（省令第7条第1項第1号）
	・土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500以上	－	要	申請書の土石の堆積の最大堆積高さ及び土石の堆積を行う土地の最大勾配が照合できるように断面図を作成すること（省令第7条第2項第1号）
5.排水施設の平面図	・排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐出口の位置及び放流先の名称	1/500以上	要	－	雨水に関する排水施設を記載すること 土石の堆積については、平面図に記載すること（省令第7条第1項第1号）
6.崖の断面図	・崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50以上	要	－	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項の明示不要（省令第7条第1項第1号）
7.擁壁の断面図	・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、水抜穴の寸法及び間隔、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50以上	要	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置等として設置する場合は要	コンクリート擁壁の場合は構造計算書を添付のこと（省令第7条第1項第1号）
8.擁壁の背面図	・擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料、内径、透水層の位置及び寸法	1/50以上	要	－	（省令第7条第1項第1号）
9.崖面崩壊防止施設の断面図	・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法	1/50以上	要	－	（省令第7条第1項第1号）

図面の名称	明示すべき事項		区分		備考
	内容	縮尺	宅地造成 特定盛土 等	土石の堆 積	
	法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法				
10.崖面崩壊防止施設の背面図	・崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	－	(省令第7条第1項第1号)
11.土地の公図の写し	・土地の境界(赤枠で囲むこと)並びに土地の地番を示すこと		要	要	受付日から3ヶ月以内に取得したもの (細則第4条第3項第2号)
12.現況図	・同上		要	要	所有権者名及び地目を記入すること (細則第4条第3項第3号)
13.排水施設構造図	・構造詳細図	1/50 以上	要	要	
14.防災計画平面図	・防災工事計画の詳細	1/500 以上	要	－	土地の面積が1ha未満のものは不要
15.防災施設構造図	・同上	1/50 以上	要	－	土地の面積が1ha未満のものは不要
16.丈量図	・許可申請に関連のある土地の全面積、盛土又は切土をする土地の面積	1/500 以上	要	要	(細則第4条第3項第3号)

5 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請等

(1) 宅地造成又は特定盛土等規制法に基づく許可申請

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請書は、次の要領で作成し、市の申請窓口へ正副各 1 部（合計 2 部）を提出してください。

許可申請書作成に当たっての留意点

ア 「工事主住所氏名」

工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで、自らその工事をする者を記載してください。

イ 「工事施行者住所氏名」

工事の請負人又は請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記載してください。

ウ 「土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）」

(ア) 申請地内の土地について、地番までその全てを記載してください。

(イ) 申請地を工区に分けたときは、工区別に工区内の土地について、地番までその全てを記載してください。
(記載欄に記載できない場合は、別紙に記載してください)

(ウ) 代表地点の緯度経度は申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記載してください（60 進法で記載してください）。

(エ) 緯度経度を調べる際は、国土地理院が提供している「地理院地図」を活用してください。

<リンク：国土地理院 地理院地図 <https://maps.gis.go.jp>>

エ 「土地の面積」 ※土地の面積は許可申請手数料の額を判定する面積ではありません。

(ア) 許可申請に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土を行わない道路、法面等を含みます。

(イ) 申請地を工区に分けたときは、工区別に面積を記載してください。

オ 「盛土のタイプ」

盛土のタイプは次の分類から選択してください。（複数選択可）

(ア) 平地盛土：勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの

(イ) 腹付け盛土：勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの

(ウ) 谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土

カ 「土地の地形」

(ア)「溪流等」として定める土地は次に該当するものをいいます。（政令第 7 条第 2 項第 2 号、省令第 12 条）

a 山間部における、河川の流水が継続して存する土地

b 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が a の土地に類する状況を呈している土地

c a、b の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれ大きい土地

(イ)「溪流等」の範囲とは、溪床 10 度以上の勾配を呈し、0 次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が 25m 以内の範囲を基本とします。

キ 「工事の概要」

(ア) 盛土又は切土の高さ

「1 - (3) 許可を要する工事」の表 1 - 3 中の対象規模の盛土、切土又は切土と盛土を同時に行う場合に該当する最大高さを記載してください。最大高さは、現況地盤面と造成後の地盤面の差が最も大きくなる箇所を記入してください。

(イ) 盛土又は切土をする土地の面積又は土石の堆積を行う土地の面積

許可申請の対象となる土地の面積、即ち、盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積で、許可申請手数料の額を判定する面積です。

(ウ) 工程の概要

工程表を添付してください。※土石の堆積は工事期間 5 年以内で作成してください。

ク 「その他必要な事項」

他法令による許認可の手続状況を全て記入してください。

変更許可申請書作成に当たっての留意点

ア 変更前後が分かるように記入（変更前は見え消し、朱書記入）してください。

イ 次に掲げる変更については、軽微な変更の届出の対象となります。

工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（土石の堆積に関する工事については、当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

※軽微な変更を行う場合は、市の受付窓口へ「変更届」正本 1 部をご提出ください（オンライン手続可能）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な図書は、表5-1、表5-2のとおりです。なお、必要に応じてその他の図書の添付を求め場合があります。

また、(○)が記されている書類・図面は、「5-(2) 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出」の場合、提出不要です。(省令第58条第1項第1号、第2項第1号)

表5-1 許可申請に必要な書類

書類の名称	附属書類	内容等	区分		備考
			宅地造成 特定盛土 等	土石の堆 積	
1.許可申請書		・申請者、工事の概要等を記載	要	要	事前協議との変更点を添付すること (省令第7条第1項)
2.設計者の資格に関する申告書(○)	卒業証明書	・高さが5mを超える擁壁の設置 ・盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置	左記の設計をするときは要	左記の設計をするときは要	設計者の資格は、「3-(3) 資格を有する者の設計対象工事、設計者資格」を参照のこと (省令第7条第1項第5号)
	実務経歴証明書				
	資格、免許等の写し				
3.構造計算書(○)		・擁壁又は崖面崩壊防止施設の概要(注1) ・構造計画、応力算定及び断面算定	備考に該当する場合は要	備考に該当する場合は要	・鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合 (省令第7条第1項第2号) ・崖面崩壊防止施設の場合 (政令第14条、省令第31条)
		・措置の概要、構造計画、応力算定及び断面計算等	-	備考に該当する場合は要	・土石の堆積を行う面(鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限り。)を有する堅固な構造物又は堆積した土石の滑動を防ぐ若しくは滑動する堆積した土石を支えるための構造物を設置等する場合 (省令第7条第2項第2号、第32条)

書類の名称	附属書類	内容等	区分		備考
			宅地造成 特定盛土 等	土石の堆 積	
3.構造計算書 (○)			-	備考に該 当する場 合は要	・堆積した土石の周囲 にその高さを超える鋼 矢板等の設置措置を 講ずる場合 (省令第7条第2項 第3号、第34条第1 項第1号)
4.地盤、崖面及 び渓流等におけ る盛土の安定計 算書(○)		・土質試験その他の調 査又は試験に基づく安 定計算書	備考に該 当する場 合は要	-	・渓流等、災害の生じ るおそれが特に大きい 土地において、高さ15 mを超える盛土をする 場合 (省令第7条第1項 第3号) ・崖面を擁壁で覆わ ない場合 (省令第7条第1項 第4号)
		・盛土の安定計算書	備考に該 当する場 合は要	備考に該 当する場 合は要	・渓流等において盛土 をする場合 ・勾配が標準値を超 える場合
5.その他審査に 必要な書類	許認可等の写し (○)	・他の法令で許認可等 を要するときはそれらの 許認可等を証する書類	要	要	
	委任状	・正本は申請者が実印 朱肉で捺印し、印鑑 (登録)証明書を添付 ・個人の申請者が自署 する場合は実印不要	備考に該 当する場 合は要	備考に該 当する場 合は要	・代理人が申請手続を 行う場合 ・印鑑(登録)証明書は 受付日より3ヶ月以内 のもの
	土地・建物登記 事項証明書(○)	・宅地造成、特定盛土 等又は土石の堆積に 関する工事の施行区 域内の土地・建物登記 事項証明書	要	要	受付日より3ヶ月以内 のもの(細則第4条 第3項第1号)
	大臣認定擁壁 (○)	・認定書 ・計画条件が認定条件 を満足していることが分 かる書類	当該擁壁 を使用す る場 合は要	当該擁壁 を使用す る場 合は要	(政令第17条)

書類の名称	附属書類	内容等	区分		備考
			宅地造成 特定盛土 等	土石の堆 積	
5.その他審査に 必要な書類	工事主の資力・ 信用に関する書 類	〈共通事項〉 ・資金計画書 (○) ・資力及び信用に関する申告書 (○) ・預金残高証明書 (○) ・資金借入又は融資証明書 (○) ・宅地建物取引業の免許証等 (該当する場合) (○) 〈法人の場合〉 ・登記事項証明書 ・事業経歴書 (○) ・役員住民票の写し又は個人番号カード (番号を黒塗りしたもの) の写し ・最新の法人税の納税証明書 (○) 〈個人の場合〉 ・住民票の写し又は個人番号カード (番号を黒塗りしたもの) の写し ・最新の所得税の納税証明書 (○)	要	要	(省令第7条第1項第7号～第9号、細則第4条第3項第4～第6号)
	工事施行者の能力に関する書類 (○)	〈共通事項〉 ・工事施行者の能力に関する申告書 ・事業経歴書 ・建設業の許可証明書 〈法人の場合〉 ・法人の登記事項証明書 〈個人の場合〉 ・住民票の写し又は個人番号カード (番号を黒塗りしたもの) の写し	要	要	(法第12条第2項第3号及び第30条第2項第3号、細則第4条第3項第7号、第8号)
	申請地及びその周辺の写真			要	要

書類の名称	附属書類	内容等	区分		備考
			宅地造成 特定盛土 等	土石の堆積	
					したもの (省令第7条第1項 第6号)
5.その他審査に 必要な書類	土地所有者等 関係権利者全て の同意を得たこと を証する書類 (○)	・土地所有者等関係 権利者の同意書 ・同意者全ての印鑑 (登録)証明書	要	要	関係権利者とは所有 権、地上権、質権、賃 借権、使用貸借による 権利又はその他の使用 及び収益を目的とする 権利を有する者(注 5) (省令第7条第1項 第10号、細則第4条 第2項、第3項第9 号)
	住民への周知措 置を講じたことを 証する書面 (○) (注2)	○開催方法毎の必要 書類 (説明会開催の場合) ・開催の周知範囲が分 かる位置図等 ・開催案内及び開催結 果が分かる資料(議 事録又は議事要約、 説明会に用いた資料 等) (書面配布の場合) ・配布した書面 ・配布範囲が分かる位 置図等 (掲示及びインターネット による場合) ・掲示場所が分かる位 置図等 ・掲示状況の写真 ・閲覧ページの写し (URL含む)	要	要	住民周知の範囲(注 3) 周知する工事の具 体的内容(注4) (省令第6条、第7 条第1項第11号)
	工事主の誓約書 (○)	・盛土規制法に違反し ていない旨等の誓約 ・暴力団等に該当しな い旨の誓約	要	要	(注6) (細則第4条第3項 第10号、第11号)

書類の名称	附属書類	内容等	区分		備考
			宅地造成 特定盛土 等	土石の堆 積	
5.その他審査に 必要な書類	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいる場合は、該当する者の住民票の写し又は個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し及び当該株主の有する株式の数又は出資の金額が確認できる書類(○) ・貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書、個別注記表及び法人税(法人事業税)の納税証明書(○) ・流域図及び流量計算書(○) ・その他市長が必要と認める書類 	※	※	※市長が必要と認める場合 (細則第4条第3項第12号)

注1：崖面崩壊防止施設の概要が分かる資料には、「擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象（盛土又は切土をした後の地盤の変動、地盤の内部への地下水の侵入又はその他擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象）」が分かる書類を添付してください。

注2：次の土地において政令第3条に規定する盛土を行う場合は、説明会開催が要件となります。（省令第6条第1項）

・政令第7条第2項第2号に規定する土地（溪流等における高さ15m超の盛土等）

注3：22頁参照

注4：23頁参照

注5：抵当権、根抵当権、先取特権等の担保物権（当該土地を占有する不動産質権者を除く）は同意の対象外です。

注6：誓約書の正本は申請者が実印押印し、印鑑(登録)証明書（受付日より3ヶ月以内のもの）を添付してください。なお、申請者が個人の場合で自署したときは、実印不要です。

注3：住民周知の範囲

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲の考え方
<p>①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積</p>	<p>・盛土等（切土）の境界（法尻）から盛土等（切土）の最大高さhに対して水平距離2h以内の範囲（※参考図Lの範囲）</p> <p>《参考図》</p> <p>地盤勾配1/10未満</p>
<p>腹付け盛土</p>	<p>・盛土のり肩までの高さhに対して盛土のり肩から下方の水平距離5h以内の範囲（※参考図Iの範囲）</p> <p>《参考図》</p>
<p>①省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ15mを超える盛土 ②溪流等における盛土（①を除く） ③谷埋め盛土（①及び②を除く） ④腹付け盛土のうち、参考図Iの範囲に溪流等の溪床が存在するもの（①及び②を除く）</p>	<p>・下流の溪床勾配が2度以上の範囲</p> <p>《参考図》</p>

注4：周知する工事の具体的内容

区分	項目
宅地造成 特定盛土等	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤盛土又は切土の高さ ⑥盛土又は切土をする土地の面積 ⑦盛土又は切土の土量
土石の堆積	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤土石の堆積の最大堆積高さ ⑥土石の堆積を行う土地の面積 ⑦土石の堆積の最大堆積土量

表5-2 許可申請に添付する図面

図面の名称	明示すべき事項		区分		備考
	内容	縮尺	宅地造成 特定盛土 等	土石の堆 積	
1.位置図	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	要	要	(省令第7条第1項 第1号、第2項1号)
2.地形図	・方位及び土地の境界線 (赤枠で囲むこと)	1/2,500 以上	要	要	等高線は、2mの標高 差を示すものとする (省令第7条第1項 第1号、第2項1号)
3.土地の平面図	<p>〈宅地造成、特定盛土等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方位及び土地の境界線並びに盛土（緑色で着色）又は切土（黄色で着色）をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置 	1/2,500 以上	要	—	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合はその旨を付すること 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること (省令第7条第1項 第1号)
	<p>〈土石の堆積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方位及び土地の境界線並びに勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 	1/500 以上	—	要	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること (省令第7条第2項 第1号)
4.土地の断面図	・盛土（緑色で着色）又は切土（黄色で着色）をする前後の地盤面	1/2,500 以上	要	—	高低差の著しい箇所について作成すること (省令第7条第1項)

図面の名称	明示すべき事項		区分		備考
	内容	縮尺	宅地造成 特定盛土 等	土石の堆 積	
4.土地の断面図					第1号)
	・土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上	—	要	申請書の土石の堆積の最大堆積高さ及び土石の堆積を行う土地の最大勾配が照合できるように断面図を作成すること(省令第7条第2項第1号)
5.排水施設の平面図	・排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐出口の位置及び放流先の名称	1/500 以上	要	—	雨水に関する排水施設を記載すること 土石の堆積については、平面図に記載すること (省令第7条第1項第1号)
6.崖の断面図	・崖の高さ、勾配及び土質(土質の種類が二以上あるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ)、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50 以上	要	—	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項の明示不要 (省令第7条第1項第1号)
7.擁壁の断面図	・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、水抜穴の寸法及び間隔、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50 以上	要	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置等として設置する場合は要	コンクリート擁壁の場合は構造計算書を添付のこと (省令第7条第1項第1号)
8.擁壁の背面図	・擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料、内径、透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	—	(省令第7条第1項第1号)

図面の名称	明示すべき事項		区分		備考
	内容	縮尺	宅地造成 特定盛土 等	土石の堆 積	
9. 崖面崩壊防 止施設の断面図	・崖面崩壊防止施設の寸法 及び勾配、崖面崩壊防止 施設の材料の種類及び寸 法、崖面崩壊防止施設を 設置する前後の地盤面、 基礎地盤の土質並びに透 水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	－	(省令第7条第1項 第1号)
10. 崖面崩壊防 止施設の背面図	・崖面崩壊防止施設の寸 法、水抜穴の位置、材料 及び内径並びに透水層の 位置及び寸法	1/50 以上	要	－	(省令第7条第1項 第1号)
11. 土地の公図 の写し(○)	・土地の境界(赤枠で囲むこ と)並びに土地の地番を 示すこと		要	要	受付日から3ヶ月以内 に取得したもの (細則第4条第3項 第2号)
12. 現況図	・同上		要	要	所有者名及び地目 を記入すること (細則第4条第3項 第3号)
13. 排水施設構 造図(○)	・構造詳細図	1/50 以上	要	要	
14. 防災計画平 面図(○)	・防災工事計画の詳細	1/500 以 上	要	－	土地の面積が1ha未 満のものは不要
15. 防災施設構 造図(○)	・同上	1/50 以上	要	－	土地の面積が1ha未 満のものは不要
16. 丈 量 図 (○)	・許可申請に関連のある土地 の全面積、盛土又は切土 をする土地の面積	1/500 以 上	要	要	(細則第4条第3項 第3号)

(2) 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出

(法第 27 条第 1 項)

特定盛土等規制区域において、「表 1-4 届出を要する工事」に示す工事を行う場合は、法第 27 条第 1 項に基づき、次の要領で届出書を作成し、工事着手日の 30 日前までに市の受付窓口へ正本 1 部を提出してください。

なお、届出をした後、工事を施行する土地の見やすい場所に標識を掲示してください。(法第 49 条、省令第 87 条)

届出書作成に当たっての留意点

ア「工事主住所氏名」

工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで、自らその工事をする者を記載してください。

イ「工事施行者住所氏名」

工事の請負人又は請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記載してください。

ウ「土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）」

(ア)届出地内の土地について、地番までそのすべてを記載してください。(記載欄に記載できない場合は、別紙に記載してください)

(イ)代表地点の緯度経度は申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記載してください(60 進法で記載してください)。

エ「土地の面積」

届出に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土を行わない道路、法面等を含みます。

オ「盛土のタイプ」

盛土のタイプは次の分類から選択してください。(複数選択可)

(ア) 平地盛土：勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの

(イ) 腹付け盛土：勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの

(ウ) 谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土

カ「土地の地形」

(ア)「溪流等」として定める土地は次に該当するものをいいます。(政令第 7 条第 2 項第 2 号、省令第 12 条)

a 山間部における河川の流水が継続して存する土地

b 山間部における地形、草木の生茂の状況その他の状況が a の土地に類する状況を呈している土地

c a、b の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

(イ)「溪流等」の範囲とは、溪床 10 度以上の勾配を呈し、0 次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が 25m 以内の範囲を基本とします。

キ「工事の概要」

(ア)盛土又は切土の高さ

「表 1-4 届出を要する工事」の対象規模の盛土、切土又は盛土と切土を同時に行う場合に該当する最大高さを記載してください。最大高さは、現況地盤面と造成後の地盤面の差が最も大きくなる

箇所を記入してください。

(イ)工程の概要

工程表を添付してください。

ク「その他必要な事項」

他法令による許認可の状況を全て記入してください。

届出に必要な書類・図面

届出に必要な書類等は、「表 5-1 許可申請に必要な書類」及び「表 5-2 許可申請に添付する図面」のうち、(○) が記された書類を除いたものです。(表 5-1 中「1.許可申請書」は「1.届出書」と読み替えてください。)

(省令第 58 条第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号)

変更届出書作成に当たっての留意点

ア 工事の計画を変更(軽微な変更を除く。)する場合は、変更後の工事に着手する日の 30 日前までに変更届出書を提出しなければなりません(法第 28 条第 1 項)。

イ 変更前後が分かるように記入(変更前は見え消し、朱書記入)してください。

(3) 区域指定時に着手済みの工事に関する届出

(法第 21 条第 1 項、第 40 条第 1 項)

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定の際、既に着手されている工事については、区域指定のあった日（令和 6 年 10 月 1 日）から 21 日以内に届け出る必要があります。

着手とは、請負契約の締結又はそれに基づく労務者の雇入れ、若しくは資材の購入の段階ではなく、工事現場において設計図書等と照合して行う最初のくい打ち等の土地の形質変更又は土石の堆積が行われた時点を行います。

なお、提出が遅れた場合は、市の窓口までご相談ください。

表 5 - 3 届出を要する工事(区域指定時に着手済みの工事)

区分	着手済み工事の規模	提出期日	備考
宅地造成 特定盛土等	① 盛土で、高さ 1m 超の崖 ② 切土で、高さ 2m 超の崖 ③ 切土と盛土を同時に行う場合で、高さ 2m 超の崖(①②を除く) ④ ①③に該当しない盛土で、高さが 2m 超 ①～④に該当しない盛土又は切土で、面積が 500m ² 超 (注 1、注 2)	区域指定 があった日 から 21 日 以内 (令 和 6 年 10 月 22 日ま で)	(法第 21 条第 1 項、省令第 52 条第 1 項、第 2 項、第 82 条第 1 項)
土石の堆積	① 堆積の高さが 2m 超かつ面積が 300m ² 超 ①に該当しない土石の堆積で、面積が 500m ² 超		(法第 21 条第 1 項、省令第 52 条第 3 項、第 4 項、第 82 条第 2 項)

注 1：建築物が建築されることにより盛土・切土が行われない部分は、当該面積に含みません。

注 2：高さ（盛土・切土をする前後の地盤面の標高差）が 30 cm を超える面積が当該面積以下の場合には届出不要です。

注 3：届出に係る工事の計画を変更する場合、変更届出又は新規許可が必要になります。

(4) 擁壁等に関する工事（除却工事）及び公共施設用地の転用の届出

(法第 21 条第 3 項、第 4 項、第 40 条第 3 項、第 4 項)

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域において、表 5 - 4 に示す工事等に該当する場合、次の要領で届出書を作成し、市の受付窓口へ正本 1 部を提出してください（オンライン手続可能）。

表 5 - 4 届出を要する工事(除却工事、公共施設用地の転用)

工事の内容	提出期日	様式	備考
次の全部又は一部の除却工事を行う場合 ①高さが 2m 超の擁壁又は崖面崩壊防止施設 ②地表水等を排除するための排水施設 ③地滑り抑止くい等	工事着手日の 14 日前まで	様式第 17 (省令第 55 条、第 85 条)	(法第 21 条第 3 項、第 40 条第 3 項、政令第 26 条各項、第 34 条)
公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合	転用した日から 14 日以内	様式第 18 (省令第 56 条、第 86 条)	(法第 21 条第 4 項、第 40 条第 4 項)

※添付書類は位置図、平面図、断面図（ただし断面図は除却工事の届出の場合に限る。）

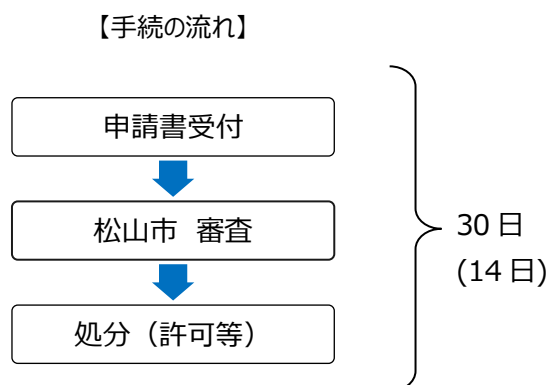
(5) 標準処理期間

行政手続法第 6 条の規定に基づき、許可申請の受付から当該申請に対する処分までの標準処理期間を定めています。

- ア 標準処理期間は、適正な申請を前提としているため、書類の不備等の是正を求めるための補正に要する期間は含まれません。
- イ 適正な申請であっても、審査のために必要な資料の提供等を求める場合、その応答があるまでの期間は標準処理期間に含まれません。
- ウ 標準処理期間は、申請が提出されてから処分がされるまでの目安ですので、標準処理期間内に必ず処分がなされるとは限りません。

《宅地造成等工事許可申請に係る標準処理期間》

※()内は土石の堆積の場合



注：事前協議の期間は含まれません。

(6) 許可申請手数料等

許可申請手数料及び変更許可申請手数料は、市ホームページで公表しています。

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kurashi/jutaku/tochi/moridokisei/tesuuryou.html>

6 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可後における留意事項

(1) 許可の条件

本市では、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可時に、次の許可条件を付しています。(法第 12 条第 3 項、第 30 条第 3 項)

- ア 工事の施行に当たっては、施行区域の周辺地に土砂流出等による害を与えないよう留意するとともに、気象予報などに十分注意を払い、出水、土砂崩壊等に対する防災措置に万全を期すること。
- イ 工事施行に伴い、申請区域の内外を問わず既存の公共施設が損なわれた場合は、速やかに復旧すること。
- ウ 工事施行中は、雨水等を速やかに排除するために必要な暗渠、開渠及び仮排水路等を設け、工事期間中その機能を失わないよう適切な管理を行うこと。
- エ 擁壁基礎、配筋、裏込コンクリート等工事完了後見えなくなる部分は、それぞれ工程中に写真を撮影し、工事完了検査時に整理して提出すること。
- オ 擁壁の基礎地盤は、深堀等により良質な地盤を乱すことがないようにし、擁壁の背面土は、土質管理、施工方法に留意すること。
- カ コンクリート、鉄筋等は、所定の強度、品質が得られるように施工方法、品質管理に留意すること。
- キ 施行に際し、疑義が生じた場合又は計画を変更しようとする場合は、事前に本市及び関係する法令等の所管行政庁と協議し、必要な手続を行うこと。
- ク 工事を中止した場合は、直ちに市長に届け出るとともに、市長の指示する必要な措置を講ずること。
- ケ その他工事に伴う災害を防止するために必要な条件

(2) 標識の掲示及び着手届

工事を施行する土地の見やすい場所に標識を掲示してください。(法第 49 条、省令第 87 条)

標識の様式及び記載事項は、87 頁、88 頁を参照してください。

また、工事に着手した場合は、速やかに「宅地造成等工事着手届」に標識の掲示状況を明らかにする写真及び工事の工程計画書を添えて提出(正本 1 部)してください(オンライン手続可能)。

※都市計画法第 29 条の許可を受けたもの(みなし許可)の取扱い

- ・標識の掲示が必要です(許可年月日、許可番号及び許可担当の名称・連絡先は都市計画法の許可年月日等を記載してください)。
- ・標識の様式及び記載事項が網羅されていれば、開発許可の標識とあわせて 1 つの掲示としても構いません。
- ・都市計画法の着手届に盛土規制法の標識の掲示状況を明らかにする写真を添付して開発許可担当課に提出してください(提出前に盛土規制法担当課で掲示内容の確認を受けてください)。

(3) 検査・定期報告

ア 検査申請書・定期報告書の提出部数

検査（確認）申請書・定期報告書は、本市の受付窓口へ正本 1 部を提出してください。

イ 中間検査

（法第 18 条、第 37 条、政令第 23 条、第 24 条、第 32 条、省令第 46 条、第 75 条）

中間検査は施行後に確認することのできない箇所について行うものであり、表 6-1 に示す規模の工事で対象工程を含む場合に実施します。

また、中間検査の結果により是正措置が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施し、検査合格後に次の施行工程に進むこととなります。

表 6 - 1 中間検査の対象規模等

行為	検査を要する規模	対象工程	申請書類	検査申請時期
宅地造成 特定盛土等	①盛土で高さ 2m 超の崖 ②切土で高さ 5m 超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ 5m 超の崖（①②を除く） ④盛土で高さ 5m 超（①③を除く） ⑤盛土又は切土の面積 3,000 m ² 超（①～④を除く）	盛土前又は切土後の地盤面に <u>暗渠排水管を配置する場合</u>	様式第 13、検査対象を明示した平面図、検査対象の写真	暗渠排水管配置完了から 4 日以内

※中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、排水管の周辺を砕石その他の資材で埋めることはできません。（法第 18 条第 3 項、第 37 条第 3 項）

※都市計画法第 29 条の許可を受けたもの（みなし許可）の場合でも要件に該当する工事は中間検査が必要となります。

※中間検査申請に手数料の納付は必要ありません。

ウ 定期報告

(法第 19 条、第 38 条、政令第 25 条、第 33 条、省令第 48 条、第 50 条、第 78 条～第 80 条)

定期報告は、工事の進捗状況等について 3 ヶ月ごとに報告を行うものです。許可を受けた時点から 3 ヶ月を超えない期間内に工事が完了する場合は不要です。報告事項は、表 6-2 のとおりです。

表 6 - 2 定期報告の対象規模等

行為	報告を要する規模	報告事項	提出書類	報告の期間	報告の期限
宅地造成 特定盛土等	①盛土で高さ 2m 超の崖 ②切土で高さ 5m 超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ 5m 超の崖 (①②を除く) ④盛土で高さ 5m 超 (①③を除く) ⑤盛土又は切土の面積 3,000 m ² 超 (①～④を除く)	報告時点における盛土又は切土の高さ、面積、土量及び擁壁等に関する工事の施行状況等	様式第 17 号、盛土、切土をしている土地及びその周辺の写真、報告対象を明示した平面図	許可日から 3 ヶ月ごと (省令第 49 条)	左記「報告の期間」の末日から 7 日以内
土石の堆積	①堆積の高さ 5m 超かつ面積 1,500 m ² 超 ②堆積の面積 3,000 m ² 超 (①を除く)	報告時点における土石の堆積の堆積の高さ、面積、土量及び前回報告時点からの新たな堆積及び除却された土石の土量等	様式第 17 号、土石の堆積を行っている土地及びその周辺の写真、報告対象を明示した平面図	許可日から 3 ヶ月ごと (省令第 79 条)	左記「報告の期間」の末日から 7 日以内

※休止中の工事や着手前などの現場が動いていない場合も許可を受けた時点から完了までの間、定期報告が必要です。

※都市計画法第 29 条の許可 (みなし許可) の場合でも要件に該当する工事は定期報告が必要です。

エ 完了検査、確認申請

(法第 17 条、第 36 条、省令第 29 条、第 40 条、第 42 条、第 43 条、第 69 条、第 70 条、第 72 条、第 73 条)

許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事が許可の内容に適合していることを判定するため、完了検査を実施します。また、土石の堆積に関する工事は、工事の完了（堆積した全ての土石の除却）を確認します。

表 6 - 3 完了検査、確認申請

行為	区分	申請書類	検査申請時期
宅地造成 特定盛土等	完了検査申請	様式第 9 位置図、平面図、断面図（出来形朱書）、擁壁(崖面崩壊防止施設)の断面図（出来形朱書）、排水施設の平面図（出来形朱書）、工事写真	工事完了日から 4 日以内
土石の堆積	確認申請	様式第 11 位置図、平面図(排水施設を含む)、断面図（出来形朱書）、排水施設の断面図（出来形朱書）、工事写真	

※都市計画法第 29 条の許可を受けたもの（みなし許可）は、その検査済証をもって宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査済証とみなします。（法第 17 条第 3 項、第 36 条第 3 項）

※完了検査、確認申請に手数料の納付は必要ありません。

オ 工事写真

完了検査申請書等に添付する工事写真は、下記を参考に撮影し、擁壁等の構造物ごとに取りまとめて提出してください。

(ア) 共通事項

a 基礎

- 砕石基礎は敷均し転圧後、基礎の厚さと幅を撮影すること。
- 施工幅の両端にピンポール等を設置し、出来高幅を明確に撮影すること。
- 定規は必ず始読を 0 あるいは 10 cm 単位に合わせて撮影すること。
- 均しコンクリートがある場合も上記に準ずる。

b 構造物

- 定規は必ず始読を 0 あるいは 10 cm 単位に合わせて撮影すること。
- 水平定規と垂直定規は、止金具等にて直角を保ち撮影するよう心掛ける。

(イ) 標準コンクリート擁壁工

- 各工種につき、コンクリート擁壁の出来形を撮影する（底幅、上幅、高さを明らかにする）。
- 擁壁高が変化する場合、変化点ごとにそれぞれ撮影すること。
- 裏込め材施工が定められている場合は、厚さ、長さ、高さや材質を撮影する（埋め戻し後は確認できないため、撮影時機を失しないように注意する）。
- コンクリート打設及び養生の状況は代表的な箇所を撮影する。

- e 鉄筋は、組み立て完了時に配筋のピッチと本数及び径が明確になるように撮影する。
 - f アンカー筋を設置するときは、設置前に鉄筋長と径を撮影すること。また設置完了後、鉄筋のピッチを撮影すること。
- (ウ) 排水施設
- a 各工種につき、砕石基礎とL型側溝の出来形を撮影すること。
 - b 施工状況については、50mに1ヶ所程度撮影すること。また、50mに満たないL型側溝については、1工種につき1ヶ所撮影すること。
- (エ) 管渠工（完了後に確認できないものが多いため、撮影時機を失しないように注意する）
- a 本管
 - (a) スパンごとに砕石基礎又は砂基礎工を撮影すること。
 - (b) 断面出来形寸法は、1枚の写真に入るようにし、基礎材の幅と厚みを撮影する。
 - (c) マンホールとの接合部を撮影する。
 - b 取付管
 - (a) 施工箇所全てにおいて出来形を撮影すること。
 - (b) クラ型支管の設置状況を必ず撮影すること。
 - (c) 防護鉄蓋を設置する場合は、砕石基礎の厚みを撮影すること。
- (オ) 人孔工
- 全ての人孔において、砕石基礎、底版、壁立上りについて共通事項に準じた内容を撮影すること。
- (カ) 盛土工・切土工・土石の堆積
- a 盛土の敷均し厚さ(概ね30cm以下)が分かるように撮影すること。転圧状況が分かるよう撮影すること。
 - b 盛土、切土、土石の堆積の出来形が分かるように撮影すること。

カ 留意事項

検査等の申請や定期報告は、次の事項に留意してください。

- (ア) 工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること。
- (イ) 検査日等の調整に当たっては、十分な期間を取って日程調整を行うこと。
- (ウ) 検査等に当たっては、工事の責任者等工事内容を説明できる者が立ち会うこと。
- (エ) 完了検査では、盛土、切土の高さが確認できるようにすること。
- (オ) 工事の途中に行う中間検査申請は、進捗状況、工程等を考慮して適切な時期に行うこと。
- (カ) 堆積した土石の運用状況を正確に報告し、計画から逸脱していないか確認できるようにすること。
- (キ) 検査等や定期報告の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、検査・確認を受けること。

7 申請手続の流れ

表 7 - 1 申請の流れ

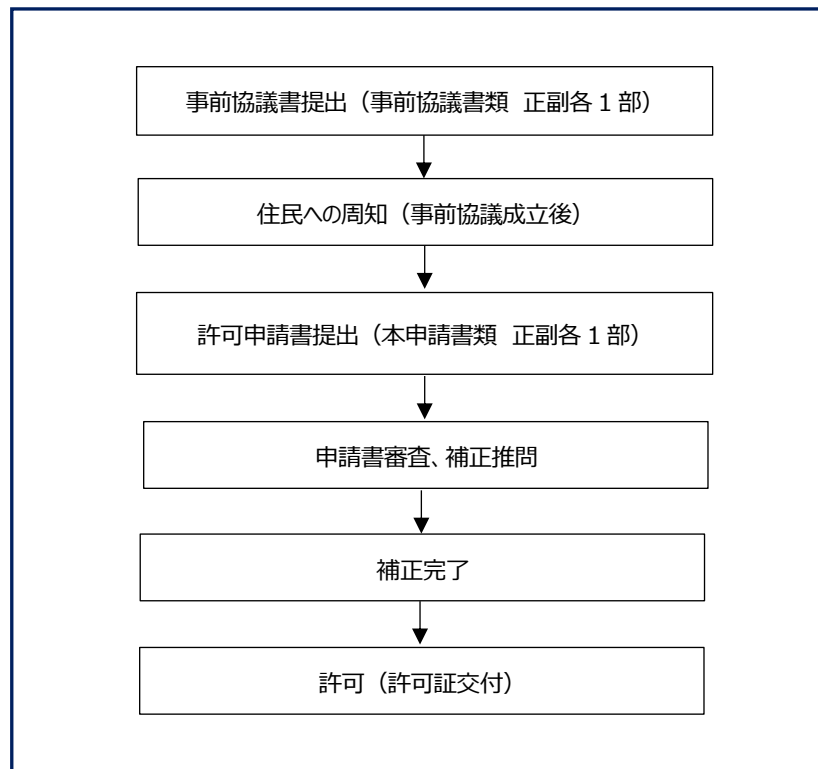
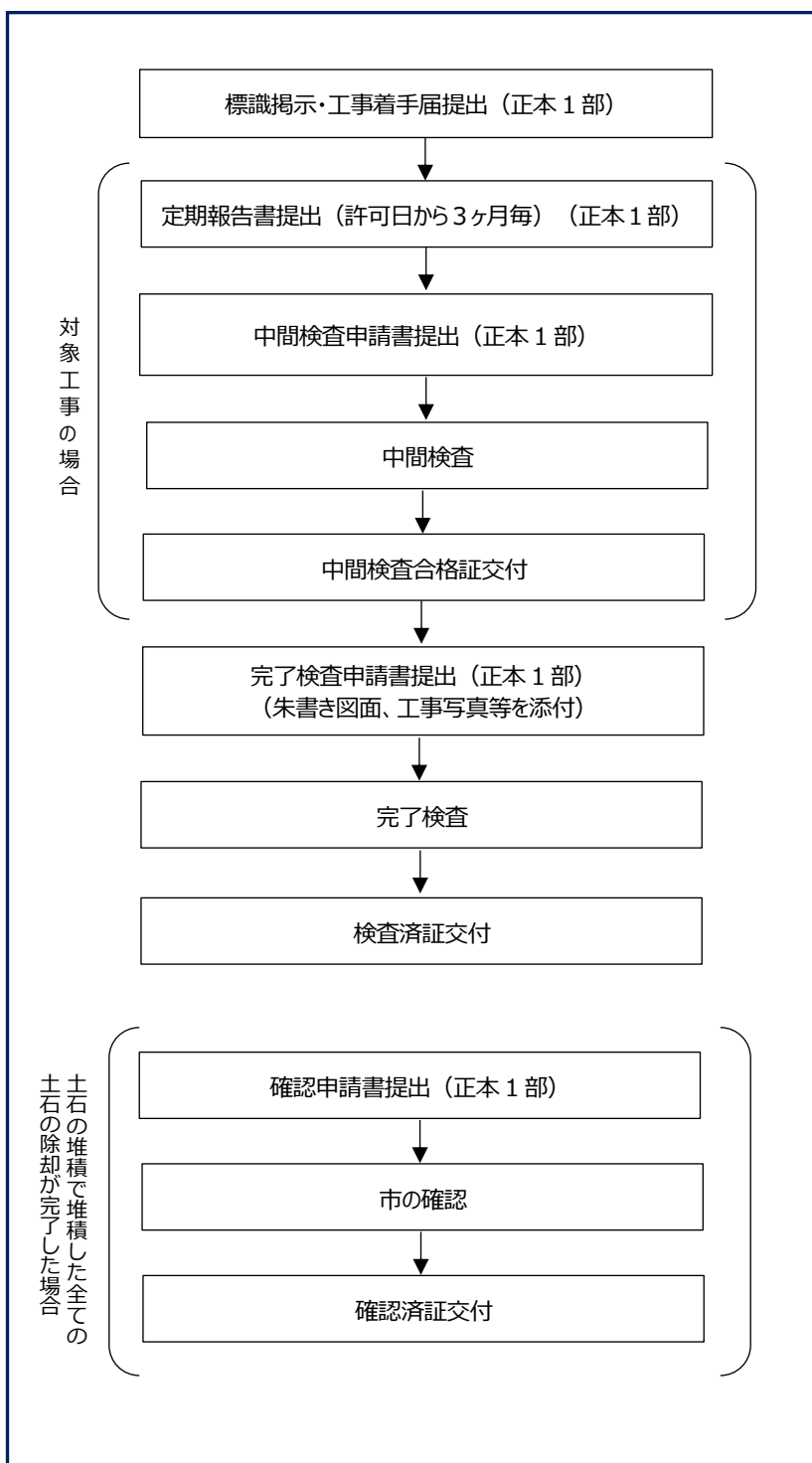


表7-2 工事施行の流れ



8 その他の手続

都市計画法、建築基準法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法、国土利用計画法、砂防法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法、愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例その他関係する他の法律の規制がある場合は、本法の許可申請とは別途に許認可等の手続を行うこと。

9 様式一覧

表 9-1 様式一覧

区分	手続の種類	様式	様式番号	頁	
事前協議	事前協議	①事前協議書(宅地造成・特定盛土等)	—	41	
		②事前協議書(土石の堆積)	—	43	
		③事前協議経過書	—	45	
許可申請・届出	当初	④許可申請書(宅地造成・特定盛土等)	様式第 2	46	
		⑤許可申請書(土石の堆積)	様式第 4	48	
		⑥設計者の資格に関する申告書	第 3 号様式	50	
		⑦資金計画書(宅地造成・特定盛土等)	様式第 3	51	
		⑧資金計画書(土石の堆積)	様式第 5	53	
		⑨資力及び信用に関する申告書	第 5 号様式	55	
		⑩工事施行者の能力に関する申請書	第 6 号様式	56	
		⑪土地所有者等関係権利者の同意書	第 4 号様式	57	
		⑫法に違反していない旨等の誓約書	第 7 号様式	58	
		⑬暴力団等に該当しない旨の誓約書	第 8 号様式	59	
		(特盛区域) 特定盛土等に関する工事の届出	⑭特定盛土等に関する工事の届出書	様式第 19	60
		土石の堆積に関する工事の届出	⑮土石の堆積に関する工事の届出書	様式第 20	62
		その他の書類	⑯事前協議との変更点	—	64
	⑰委任状(参考様式)		—	65	
	変更	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可	⑱変更許可申請書(宅地造成・特定盛土等)	様式第 7	66
		土石の堆積に関する工事の変更許可	⑲変更許可申請書(土石の堆積)	様式第 8	68
		(特盛区域) 特定盛土等に関する工事の変更届出	⑳特定盛土等に関する工事の変更届出書	様式第 21	70
		土石の堆積に関する工事の変更届出	㉑土石の堆積に関する変更届出書	様式第 22	72
		宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出	㉒変更届	第 13 号様式	74
	協議	許可の特例(都道府県等が行う宅地造成又は特定盛土等に関する工事)	㉓協議申出書	第 9 号様式	75
㉔変更協議申出書			第 15 号様式	77	
許可の特例(都道府県等が行う土石の堆積に関する工事)		㉕協議申出書	第 10 号様式	79	
		㉖変更協議申出書	第 16 号様式	81	
取下げ	申請の取下げ願	㉗取下げ願(参考様式)	—	83	
標識の掲示	標識の掲示(宅地造成・特定盛土等)	㉘工事の標識	様式第 23	84	
	標識の掲示(土石の堆積)	㉙工事の標識	様式第 24	85	

区分	手続の種類	様式	様式番号	頁	
工事等の届出(その他届出を要する工事等)	当初	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出(区域指定時に着手済みの工事)	㉑宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書	様式第 15	86
		土石の堆積に関する工事の届出(区域指定時に着手済みの工事)	㉒土石の堆積に関する工事の届出書	様式第 16	87
		擁壁等に関する工事の届出(除去工事)	㉓擁壁等に関する工事の届出書	様式第 17	88
		公共施設用地の転用の届出(公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合)	㉔公共施設用地の転用の届出書	様式第 18	89
	変更	届出工事(着手済み工事・除却工事)の変更届出	㉕届出工事の変更届	第 18 号様式	90
着手届	宅地造成等に関する工事着手の届出	㉖宅地造成等工事着手届	第 12 号様式	91	
中止等	宅地造成等に関する工事の中止・再開・廃止の届出	㉗工事(中止・廃止・再開)届	第 14 号様式	92	
中間検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査	㉘中間検査申請書	様式第 13	93	
定期報告	宅地造成等に関する工事の定期報告	㉙定期報告書	第 17 号様式	94	
完了検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査	㉚完了検査申請書	様式第 9	95	
	土石の堆積に関する工事の確認	㉛確認申請書	様式第 11	96	
その他	宅地造成等工事に関する証明書交付申請書	㉜証明書交付申請書	第 19 号様式	97	

各種申請等に必要の様式は、市のホームページからダウンロードできます。

申請書等の様式

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kurashi/jutaku/tochi/moridokisei/yousiki.html>

①

宅地造成又は特定盛土等に関する工事前協議書

正・副

年 月 日					
(宛先) 松山市長					
住所					
協議申出者					
氏名					
次の宅地造成又は特定盛土等に関する工事について事前に協議を申し出ます。					
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2	設計者住所氏名				
3	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度) (規制区域)	(緯度: 度分秒, 経度: 度分秒) (宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域)			
4	土地の面積	平方メートル			
5	工事着手前の土地利用状況				
6	工事完了後の土地利用				
7	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
8	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
9 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	盛 土	メートル		
		切 土	メートル		
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	盛 土	平方メートル		
		切 土	平方メートル		
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
				センチ メートル	メートル
ト 崖面の保護の方法					
チ 崖面以外の地表面 の保護の方法					

	リ 工事中の危害防止 のための措置	
	ヌ その他の措置	
	ル 工事着手予定年月日	年 月 日
	ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日
	ワ 工程の概要	
10	その他必要な事項	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 構造計算書 <input type="checkbox"/> 安定計算書 <input type="checkbox"/> 大臣認定擁壁 <input type="checkbox"/> 現況写真 <input type="checkbox"/> 位置図 (1/10,000 以上) <input type="checkbox"/> 地形図 (1/2,500 以上) <input type="checkbox"/> 土地の平面図 (1/2,500 以上) <input type="checkbox"/> 土地の断面図 (1/2,500 以上) <input type="checkbox"/> 排水施設の平面図 (1/500 以上) <input type="checkbox"/> 崖の断面図 (1/50 以上) <input type="checkbox"/> 擁壁の断面図, 背面図 (1/50 以上) <input type="checkbox"/> 崖面崩壊防止施設の断面図, 背面図 (1/50 以上) <input type="checkbox"/> 土地の公図の写し <input type="checkbox"/> 現況図 <input type="checkbox"/> 排水施設構造図 (1/50 以上) <input type="checkbox"/> 防災計画平面図 (1/50 以上) <input type="checkbox"/> 防災施設構造図 (1/50 以上) <input type="checkbox"/> 丈量図 (1/500 以上) <input type="checkbox"/> その他必要な図書 ()	
※	同意番号	年 月 日 第 号
※	協議経過及び協議に付した 条件	
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 協議申出者, 1 欄の工事主又は 2 欄の設計者が法人であるときは, 氏名は, 当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは, 工事主住所氏名のほか, 当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 2 欄は, 資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは, 氏名の横に○印を付してください。 5 3 欄は, 代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し, 小数点以下第一位まで記入してください。 6 7 欄は, 該当する盛土のタイプに○印を付してください (複数選択可)。 7 8 欄は, 溪流等 (令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。) への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 8 10 欄は, 宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可, 認可等を要する場合においてのみ, その許可, 認可等の手続の状況を記入してください。		

②

土石の堆積に関する工事前協議書

正・副

		年 月 日	
(宛先) 松山市長		住所	
		協議申出者	
		氏名	
次の土石の堆積に関する工事について事前に協議を申し出ます。			
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()	
2	設計者住所氏名		
3	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度) (規制区域)	(緯度: 度分秒, 経度: 度分秒) (宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域)	
4	土地の面積	平方メートル	
5	工事の目的		
6 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番号	空地の幅
			メートル
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置		
	リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置		
	ヌ 工事中の危害防止 のための措置		
	ル その他の措置		
ヲ 工事着手予定年月日	年	月	日
ヰ 工事完了予定年月日	年	月	日
カ	工程の概要		

7 その他必要な事項	
添付書類	<input type="checkbox"/> 構造計算書 <input type="checkbox"/> 安定計算書 <input type="checkbox"/> 大臣認定擁壁 <input type="checkbox"/> 現況写真 <input type="checkbox"/> 位置図 (1/10,000 以上) <input type="checkbox"/> 地形図 (1/2,500 以上) <input type="checkbox"/> 土地の平面図 (1/500 以上) <input type="checkbox"/> 土地の断面図 (1/500 以上) <input type="checkbox"/> 擁壁の断面図 (1/50 以上) <input type="checkbox"/> 土地の公図の写し <input type="checkbox"/> 現況図 <input type="checkbox"/> 排水施設構造図 (1/50 以上) <input type="checkbox"/> 丈量図 (1/500 以上) <input type="checkbox"/> その他必要な図書 ()
※ 同意番号	年 月 日 第 号
※ 協議経過及び協議に付した条件	
<p>[注意]</p> <p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 協議申出者、1 欄の工事主又は2 欄の設計者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>4 3 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 6 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>6 7 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>	

③

事前協議経過書

土地の所在地及び地番 松山市		
協議項目	協議内容	協議結果(条件)
規制区域	規制区域について	<input type="checkbox"/> 宅造区域 <input type="checkbox"/> 特盛区域
設計	技術基準について 別紙図面及び計算書のとおり	盛土規制法に基づく技術基準を 満足する設計であり，支障無し
中間検査	中間検査の有無について	<input type="checkbox"/> 中間検査必要 <input type="checkbox"/> 中間検査不要
定期報告	定期報告の有無について	<input type="checkbox"/> 定期報告必要 <input type="checkbox"/> 定期報告不要（許可日から3か月 以内に工事完了予定） <input type="checkbox"/> 定期報告不要（対象規模未滿）
その他		開発許可申請予定
協議同意年月日 協議者	年 月 日	
	協議申出者 (代理人)	住所 氏名
	協議者	氏名
		松山市長 野志 克仁 ()

正・副

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 12 条第 1 項 } { 第 30 条第 1 項 } の規定により，許可を 申請します。 年 月 日 (宛先) 松山市長 <p style="text-align: right;">申請者 氏名</p>	※手数料欄		
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()		
2 設計者住所氏名			
3 工事施行者住所氏名			
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒，経度： 度 分 秒)		
5 土地の面積	平方メートル		
6 工事着手前の土地利用状況			
7 工事完了後の土地利用			
8 盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土		
9 土地の地形	溪流等への該当 有・無		
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル	
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル	
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル
		切 土	立方メートル
	ニ 擁 壁	番 号	構 造
			高 さ
			延 長
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類
			高 さ
			延 長
	ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類
			内法寸法
		延 長	
	センチ メートル	メートル	
ト 崖面の保護の方法			
チ 崖面以外の地表面 の保護の方法			

	リ 工事中の危害防止のための措置	
	ヌ その他の措置	
	ル 工事着手予定年月日	年 月 日
	ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日
	ワ 工程の概要	
11	その他必要な事項	

申請代理人住所氏名	電話番号
-----------	------

※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
			年 月 日
			第 号
			担当者

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
- 5 3欄は、未定の場合は、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 7 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。
- 8 9欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 12 条第 1 項 第 30 条第 1 項} の規定により、許可を 申請します。 年 月 日 (宛先) 松山市長 申請者 氏名		※手数料欄		
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()		
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒, 経度： 度 分 秒)		
5	土地の面積	平方メートル		
6	工事の目的			
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル		
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル		
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル		
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配			
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置			
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置			
	ト 空地の設置	番号	空地の幅	メートル
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置			
	リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置			
	ヌ 工事中の危害防止 のための措置			
ル その他の措置				
ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日			

	ワ 工事完了予定年月日	年 月 日
	カ 工 程 の 概 要	
8	そ の 他 必 要 な 事 項	

申 請 代 理 人 住 所 氏 名	電 話 番 号
-------------------	---------

※受 付 欄	※決 裁 欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
			年 月 日
			第 号
		担当者	

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 申請者，1欄の工事主，2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは，氏名は，当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 1欄の工事主が法人であるときは，工事主住所氏名のほか，当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 4 3欄は，未定のときは，後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 5 4欄は，代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し，小数点以下第一位まで記入してください。
- 6 7欄りは，鋼矢板等を設置するときは，当該鋼矢板等についてそれぞれ番号，種類，高さ及び延長を記入し，それ以外の措置を講ずるときは，措置の内容を記入してください。
- 7 8欄は，土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可，認可等を要する場合においてのみ，その許可，認可等の手続の状況を記入してください。

⑥

第3号様式（第4条関係）

<p>設計者の資格に関する申告書</p> <p>(宛先) 松山市長</p> <p style="text-align: right;">住 所 申請者 氏 名 又は名称</p> <p>宅地造成及び特定盛土等規制法第13条第2項又は第31条第2項に規定する設計者の資格について、次のとおり申告します。</p>			
設計者の氏名 及び生年月日	年 月 日生	宅地造成及び特定 盛土等規制法施行 令第22条該当号	1号・2号 3号・4号 5号
現住所			
勤務先の所在地 及び名称	Tel () -		
最終学歴	年 月 日 卒業・修了・中退 修業年数 年		
	学校名	学科名	専攻科目
資格 免許等	名 称		
	登録番号	第 号	第 号
	登録年月日	年 月 日	年 月 日
土木、建築に関わる 実務経 歴	会社名又は工事名及び実務内容	実務に従事した期間	期間合計
		年 月～ 年 月 (年 月)	
		年 月～ 年 月 (年 月)	
		年 月～ 年 月 (年 月)	
		年 月～ 年 月 (年 月)	
その他必要な事項			
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p style="text-align: right;">設計者氏名</p>			

注) その他必要な事項の項は、特に申告する事項がある場合に記入してください。

様式第三

資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

1 収支計画

(単位 千円)

科目		金額
収 入	自己資金	
	借入金	
	処分収入	
	補助負担金	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	道路工事費	
	排水施設工事費	
	防災施設工事費	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度	計
支出	事業費 用地費 工事費 附帯工事費 事務費 借入金利息					
	借入償還金 計					
収入	自己資金 借入金					
	処分収入 補助負担金 計					
借入金の借入先						

資金計画書（土石の堆積に関する工事）

1 収支計画

(単位 千円)

科目		金額
収 入	自己資金	
	借入金	
	処分収入	
	補助負担金	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	防災施設工事費	
	撤去工事費	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
計		

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度	計
支出	事業費 用地費 工事費 附帯工事費 事務費 借入金利息					
	借入償還金 計					
収入	自己資金 借入金					
	処分収入 補助負担金 計					
借入金の借入先						

⑨

第5号様式（第4条関係）

資力及び信用に関する申告書

年 月 日

（宛先）松山市長

住 所
申請者 氏 名
又は名称

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第2項第2号又は第30条第2項第2号に規定する工事主の資力及び信用について、次のとおり申告します。

設 立 年 月 日 (事業開始)		年 月 日		法令による 登 録 等	
工 事 主	住 所	電 話 番 号			
	氏 名				
資 本 金		円	資 産 総 額		円
前 年 度 事 業 量		円	従 業 員 数		人
主 たる 取 引 金 融 機 関					
前 年 度 納 税 額		法 人 税 又 は 所 得 税		事 業 税	
		円		円	
役 員 略 歴	職 名	氏 名	年 齢	在 社 年 数	資 格 ・ 免 許 ・ 学 歴 ・ そ の 他

- 注) 1 法令による登録等の欄は、宅地建物取引業法による免許、建設業法による建設業の許可等について記入してください。
- 2 法人税又は所得税を課せられていない場合は、事業税の納税証明書を添付してください。
- 3 宅地造成等に関する工事の事業経歴書を添付してください。

第6号様式（第4条関係）

工事施行者の能力に関する申告書

年 月 日

(宛先) 松山市長

住 所
申請者 氏 名
又は名称

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第2項第3号又は第30条第2項第3号に規定する工事施行者の能力について、次のとおり申告します。

工事施行者	住 所	電話番号			
	氏 名 (名 称)				
設 立 年 月 日 (事 業 開 始)	年 月 日	資 本 金	円		
法令による許可等					
従 業 員 数	事 務 人	技 術 人	労 務 人	計 人	
	前 年 度 納 税 額	法 人 税 又 は 所 得 税	円	事 業 税	円
主たる取引金融機関					
建設業法第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者		住 所			
		氏 名			
技 術 者 略 歴	職 名	氏 名	年 齢	在 社 年 数	資 格 ・ 免 許 ・ 学 歴 ・ そ の 他
上記のとおり相違ありません。					
工事施行者 氏名又は名称					

- 注) 1 法令による許可等の欄は、建設業法による建設業の許可について記入してください。
2 事業経歴書を添付してください。

第4号様式（第4条関係）

土地所有者等関係権利者の同意書

- 1 申請者（工事主）
 住所
 氏名又は名称

- 2 土地の所在及び地番

上記に係る宅地造成等に関する工事については、異議がないので同意します。

土地の所在 及び地番	地目	地積	権利の 種類	権利者の住所氏名（名 称）	同意年月日	同意印 （実印）
					. .	
					. .	
					. .	
					. .	
					. .	

- 注) 1 権利の種類欄は、所有権、賃借権その他の権利を記入してください。
 2 権利者の印鑑登録証明書又は印鑑証明書を添付してください。
 3 1人ごとに同意書を取得した場合は、同意印の欄に「別紙」と記入してください。

宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨等の誓約書

私（当法人・当組合を含む。）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「本法」という。）に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

- 1 私（当法人・当組合を含む。）は次のいずれにも該当しません。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 本法又は本法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - (3) 本法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分にかかる行政手続法第15条第1項の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。）
 - (4) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

- 2 1の誓約事項に反した場合又は誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けたときは、これに異議なく応じます。

年 月 日

（宛先）松山市長

申請者
住所

氏名
（法人・組合にあつては名称及び代表者の職氏名）

暴力団等に該当しない旨の誓約書

私（当法人・当組合を含む。）は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

1 私（当法人・当組合を含む。役職・氏名等は次表のとおり。）は次の(1)から(4)までのいずれにも該当しません。

役職	ふりがな 氏名	生年月日	住所

注) 法人又は組合の場合は、役員役職・氏名等についても記載してください。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 法人又は組合であって、その役員のうち(2)に該当する者があるもの
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 1の誓約事項に反した場合又は誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けたときは、これに異議なく応じます。

年 月 日

(宛先) 松山市長

申請者
住所

氏名

(法人・組合にあつては名称及び代表者の職氏名)

様式第十九

特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

(宛先) 松山市長

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 27 条第 1 項の規定により，下記の工事について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒，経度： 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長	
			メートル	メートル	

へ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長	
			センチ メートル	メートル	
ト	崖面の保護の方法				
チ	崖面以外の地表面の保護の方法				
リ	工事中の危害防止のための措置				
ヌ	その他の措置				
ル	工事着手予定年月日	年	月	日	
ヲ	工事完了予定年月日	年	月	日	
ワ	工 程 の 概 要				
11	そ の 他 必 要 な 事 項				

届 出 代 理 人 住 所 氏 名	電話番号
-------------------	------

<p>[注意]</p> <p>1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>6 9欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>7 11欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

(宛先) 松山市長

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 27 条第 1 項の規定により，下記の工事について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()
2	設計者住所氏名	
3	工事施行者住所氏名	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒，経度： 度 分 秒)
5	土地の面積	平方メートル
6	工事の目的	
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置	
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置	
	ト 空地の設置	番号

チ	雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
ヌ	工事中の危害防止のための措置		
ル	その他の措置		
ヲ	工事着手予定年月日	年	月 日
ワ	工事完了予定年月日	年	月 日
カ	工程の概要		
8	その他必要な事項		

届出代理人住所氏名	電話番号
-----------	------

<p>〔注意〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 届出者，1欄の工事主，2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは，氏名は，当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 1欄の工事主が法人であるときは，工事主住所氏名のほか，当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 3欄は，未定のときは，後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4欄は，代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し，小数点以下第一位まで記入してください。 5 7欄りは，鋼矢板等を設置するときは，当該鋼矢板等についてそれぞれ番号，種類，高さ及び延長を記入し，それ以外の措置を講ずるときは，措置の内容を記入してください。 6 8欄は，土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可，認可等を要する場合においてのみ，その許可，認可等の手続の状況を記入してください。

本申請時における事前協議との変更点

1 変更の有無

変更なし

変更あり (次の2のとおり)

2 変更の内容

図名	変更事項	変更内容

特記事項

.....

.....

.....

(参考様式)

委 任 状

年 月 日

委任者（許可申請者・届出者）

住 所

氏 名

私は次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

(代理人)

住 所

氏 名

記

宅地造成及び特定盛土等規制法第 条 項の規定に基づく許可申請又は届出に関する
一切の権限

注 委任者の印は、印鑑登録したものを使用し、印鑑登録証明書又は印鑑証明書を添付して
ください。

正・副

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 16 条第 1 項 第 35 条第 1 項} の規定により, 変更 の許可を申請します。 年 月 日 (宛先) 松山市長 申請者 氏名		※手数料欄		
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()		
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒, 経度: 度 分 秒)		
5	土地の面積	平方メートル		
6	工事着手前の土地利用状況			
7	工事完了後の土地利用			
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土		
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無		
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル		
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル		
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル	
		切土	立方メートル	
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ メートル
				延長 メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ メートル
				延長 メートル
ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法 センチ メートル	
			延長 メートル	
ト	崖面の保護の方法			
チ	崖面以外の地表面			

	の保護の方法	
	リ 工事中の危害防止のための措置	
	ヌ その他の措置	
	ル 工事着手予定年月日	年 月 日
	ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日
	ワ 工程の概要	
11	その他必要な事項	
12	変更の理由	
13	許可番号	年 月 日 第 号

申請代理人住所氏名	電話番号
-----------	------

※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
			年 月 日
			第 号
			担当者

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
- 5 3欄は、未定の場合は、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 7 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。
- 8 9欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 9 1欄から10欄は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。
- 10 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

正・副

土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 16 条第 1 項 第 35 条第 1 項} の規定により、変更 の許可を申請します。 年 月 日 (宛先) 松山市長 申請者 氏名		※手数料欄		
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()		
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒, 経度: 度 分 秒)		
5	土地の面積	平方メートル		
6	工事の目的			
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル		
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル		
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル		
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配			
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置			
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置			
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅	メートル
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置			
	リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置			
	ヌ 工事中の危害防止 のための措置			
ル その他の措置				
ヲ	工事着手予定年月日	年 月 日		

	ワ 工事完了予定年月日	年 月 日
	カ 工程の概要	
8	その他必要な事項	
9	変更の理由	
10	許可番号	年 月 日 第 号

申請代理人住所氏名	電話番号
-----------	------

※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
			年 月 日
			第 号
			担当者

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 6 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 7 1欄から7欄は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。
- 8 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

様式第二十一

特定盛土等に関する工事の変更届出書

年 月 日

(宛先) 松山市長

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 28 条第 1 項の規定により，下記の工事の変更について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒，経度： 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長	
			メートル	メートル	

へ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長	
			センチ メートル	メートル	
ト	崖面の保護の方法				
チ	崖面以外の地表面の保護の方法				
リ	工事中の危害防止のための措置				
ヌ	その他の措置				
ル	工事着手予定年月日		年	月	日
ヲ	工事完了予定年月日		年	月	日
ワ	工 程 の 概 要				
11	そ の 他 必 要 な 事 項				
12	変 更 の 理 由				

届 出 代 理 人 住 所 氏 名	電話番号
-------------------	------

注意 1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。

3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。

4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

5 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。

6 9欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。

7 1欄から10欄は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。

8 11欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

土石の堆積に関する工事の変更届出書

年 月 日

(宛先) 松山市長

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 28 条第 1 項の規定により，下記の工事の変更について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()
2	設計者住所氏名	
3	工事施行者住所氏名	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒, 経度： 度 分 秒)
5	土地の面積	平方メートル
6	工事の目的	
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置	
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置	
	ト 空地の設置	番号

チ	雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
リ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
ヌ	工事中の危害防止のための措置		
ル	その他の措置		
ヲ	工事着手予定年月日	年	月 日
ワ	工事完了予定年月日	年	月 日
カ	工程の概要		
8	その他必要な事項		
9	変更の理由		

届出代理人住所氏名	電話番号
-----------	------

<p>〔注意〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 届出者，1欄の工事主，2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは，氏名は，当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 1欄の工事主が法人であるときは，工事主住所氏名のほか，当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 3欄は，未定のときは，後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4欄は，代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し，小数点以下第一位まで記入してください。 5 7欄りは，鋼矢板を設置するときは，当該鋼矢板等についてそれぞれ番号，種類，高さ及び延長を記入し，それ以外の措置を講ずるときは，措置の内容を記入してください。 6 1欄から7欄は，変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。 7 8欄は，土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可，認可等を要する場合においてのみ，その許可，認可等の手続の状況を記入してください。
--

第13号様式（第7条関係）

変 更 届

年 月 日

（宛先）松山市長

工事主 住 所
氏 名
又は名称

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第16条第2項 }
{ 第35条第2項 } の規定により宅地造成等に関する
工事の変更について次のとおり届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号	
土地の所在及び地番		
変更の理由		
変更の内容	新	
	旧	
関係図書	別添のとおり	

注) 1 住所氏名は、法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名を記入してください。

2 届出工事の場合は、許可年月日及び番号欄に届出日を記入してください。

第9号様式（第5条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書

年 月 日					
(宛先) 松山市長					
協議申出者職氏名					
宅地造成及び特定盛土等規制法 {第15条第1項 第34条第1項} の規定により協議を申し出ます。					
1	工 事 主 住 所 氏 名				
2	設 計 者 住 所 氏 名				
3	工 事 施 行 者 住 所 氏 名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒, 経度： 度 分 秒)			
5	土 地 の 面 積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛 土 の タ イ プ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土 地 の 地 形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	ア 盛土又は切土の高さ	メートル			
	イ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ウ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	エ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	オ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	カ 排水施設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
				センチ メートル	メートル
キ 崖面の保護の方法					
ク 崖面以外の地表面 の保護の方法					

	ケ 工事中の危害防止のための措置			
	コ その他の措置			
	サ 工事着手予定年月日	年	月	日
	シ 工事完了予定年月日	年	月	日
	ス 工程の概要			
11 その他必要な事項				
※受付欄	※決裁欄	※協議同意に当たって付した条件	※協議同意番号欄	
			年 月 日	
			第 号	
			担当者	

- 注) 1 ※印のある欄は記入しないでください。
2 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
5 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。
6 9欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
7 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

第15号様式（第8条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書

年 月 日					
(宛先) 松山市長 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">協議申出者職氏名</div>					
宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第16条第3項において準用する第15条第1項 } { 第35条第3項において準用する第34条第1項 } の規定に より変更の協議を申し出ます。					
1	工事主住所氏名				
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒, 経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	ア 盛土又は切土の高さ	メートル			
	イ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ウ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	エ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	オ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	カ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
				センチ メートル	メートル
キ 崖面の保護の方法					
ク 崖面以外の地表面					

	の保護の方法		
	ケ 工事中の危害防止のための措置		
	コ その他の措置		
	サ 工事着手予定年月日	年 月 日	
	シ 工事完了予定年月日	年 月 日	
	ス 工程の概要		
11	その他必要な事項		
12	変更の理由		
13	許可番号	年 月 日 第 号	
※受付欄	※決裁欄	※協議同意に当たって付した条件	※協議同意番号欄
			年 月 日
			第 号
			担当者

- 注) 1 ※印のある欄は記入しないでください。
2 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
5 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。
6 9欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
7 1欄から10欄は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。
8 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

第10号様式（第5条関係）

土石の堆積に関する工事の協議申出書

年 月 日			
(宛先) 松山市長			
協議申出者職氏名			
宅地造成及び特定盛土等規制法 {第15条第1項} {第34条第1項} の規定により、協議を申し出ます。			
1	工事主住所氏名		
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度) (緯度: 度 分 秒, 経度: 度 分 秒)		
5	土地の面積 平方メートル		
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	ア 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
	イ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
	ウ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
	エ 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	オ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置		
	カ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	キ 空地の設置	番号	空地の幅 メートル
	ク 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
	ケ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
	コ 工事中の危害防止のための措置		
	サ その他の措置		
	シ 工事着手予定年月日	年 月 日	
	ス 工事完了予定年月日	年 月 日	

	セ 工 程 の 概 要		
8	そ の 他 必 要 な 事 項		
※受 付 欄	※決 裁 欄	※協議同意に当たって付した条件	※協議同意番号欄
			年 月 日
			第 号
			担当者

- 注) 1 ※印のある欄は記入しないでください。
2 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
3 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
4 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
5 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

第16号様式（第8条関係）

土石の堆積に関する工事の変更協議申出書

年 月 日	
(宛先) 松山市長	
協議申出者職氏名	
宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第16条第3項において準用する第15条第1項 } { 第35条第3項において準用する第34条第1項 } の規定に より変更の協議を申し出ます。	
1	工事主住所氏名
2	設計者住所氏名
3	工事施行者住所氏名
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度) (緯度: 度 分 秒, 経度: 度 分 秒)
5	土地の面積 平方メートル
6	工事の目的
7 工 事 の 概 要	ア 土石の堆積の最大堆積高さ メートル
	イ 土石の堆積を行う土地の面積 平方メートル
	ウ 土石の堆積の最大堆積土量 立方メートル
	エ 土石の堆積を行う土地の最大勾配
	オ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置
	カ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置
	キ 空地の設置
	ク 雨水その他の地表水を有効に排除する措置
	ケ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置
	コ 工事中の危害防止のための措置
	サ その他の措置
	シ 工事着手予定年月日

	ス 工事完了予定年月日	年 月 日		
	セ 工 程 の 概 要			
8	そ の 他 必 要 な 事 項			
9	変 更 の 理 由			
10	許 可 番 号	年 月 日		第 号
	※受 付 欄	※決 裁 欄	※協議同意に当たって付した条件	※協議同意番号欄
				年 月 日
				第 号
				担当者

- 注) 1 ※印のある欄は記入しないでください。
2 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
3 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
4 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
5 1欄から7欄は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。
6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

(参考様式)

申請の取下げ願

年 月 日

(宛先) 松山市長

申請者 住所

氏名

工 事 施 行 場 所	松山市
宅地造成等工事許可申請書の 受付年月日・番号	年 月 日 受付第 号
取 下 げ 理 由	

課 長		担 当

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

90センチメートル以上					
{宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可} {特定盛土等に関する工事の届出} 済標識					
70センチメートル以上	1	工事主の住所氏名	見取図		
	2	許可番号		第 号	
	3	許可又は届出年月日		年 月 日	
	4	工事施行者の氏名			
	5	現場管理者の氏名			
	6	盛土又は切土の高さ		メートル	
	7	盛土又は切土をする土地の面積		平方メートル	
	8	盛土又は切土の土量		盛土	立方メートル
				切土	立方メートル
	9	工事着手予定年月日		年 月 日	
	10	工事完了予定年月日		年 月 日	
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先			
12	許可又は届出担当の松山市部課名称連絡先				
50センチメートル以上					

〔注意〕

- 1 1欄の工事主，4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは，氏名は，当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2，3，9及び10欄は，許可証の交付を受けた工事においては，当該許可証の許可番号，許可期間をそれぞれ記入してください。

土石の堆積に関する工事の標識

90センチメートル以上				
土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識				
70センチメートル以上	1	工事主の住所氏名	見取図	
	2	許可番号		第 号
	3	許可又は届出年月日		年 月 日
	4	工事施行者の氏名		
	5	現場管理者の氏名		
	6	土石の堆積の最大堆積高さ		メートル
	7	土石の堆積を行う土地の面積		平方メートル
	8	土石の堆積の最大堆積土量		立方メートル
	9	工事着手予定年月日		年 月 日
	10	工事完了予定年月日		年 月 日
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
	12	許可又は届出担当の松山市部課名称連絡先		
50センチメートル以上				

〔注意〕

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

様式第十五

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

(宛先) 松山市長

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 21 条第 1 項} {第 40 条第 1 項} の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事施行者住所氏名		
2	工事をしている土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒, 経度： 度 分 秒)	
3	工事をしている土地の面積	平方メートル	
4	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土	
5	盛土又は切土の高さ	メートル	
6	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル	
7	盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル
		切 土	立方メートル
8	工事着手年月日	年 月 日	
9	工事完了予定年月日	年 月 日	
10	工事の進捗状況		

届出代理人住所氏名	電話番号
-----------	------

[注意]

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 3 4欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。

様式第十六

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

(宛先) 松山市長

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 21 条第 1 項
第 40 条第 1 項} の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事施行者住所氏名	
2 工事をしている土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒, 経度: 度 分 秒)
3 工事をしている土地の面積	平方メートル
4 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
5 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
6 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル
7 工事着手年月日	年 月 日
8 工事完了予定年月日	年 月 日
9 工事の進捗状況	

届出代理人住所氏名	電話番号
-----------	------

[注意]

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

様式第十七

擁壁等に関する工事の届出書

年 月 日

(宛先) 松山市長

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 21 条第 3 項
第 40 条第 3 項} の規定により, 下記の工事について届
け出ます。

記

1 工事が行われる土地の 所在地及び地番	
2 行おうとする工事の 種類及び内容	
3 工事着手予定年月日	年 月 日
4 工事完了予定年月日	年 月 日

届出代理人住所氏名	電話番号
-----------	------

[注意] 届出者が法人であるときは, 氏名は, 当該法人の名称及び代表者の氏名を記入し
てください。

様式第十八

公共施設用地の転用の届出書

年 月 日

(宛先) 松山市長

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 21 条第 4 項
第 40 条第 4 項} の規定により, 下記のとおり届け出ます。

記

1 転用した土地の所在地及び地番	
2 転用した土地の面積	平方メートル
3 転用前の用途	
4 転用後の用途	
5 転用年月日	年 月 日

届出代理人住所氏名	電話番号
-----------	------

〔注意〕 届出者が法人であるときは, 氏名は, 当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

第18号様式（第11条関係）

届出工事の変更届

年 月 日

（宛先）松山市長

届出者 住所氏名
又は名称

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第21条第1項
第21条第3項
第40条第1項
第40条第3項 } の規定により届け出た宅地造成

等に関する工事の変更について次のとおり届け出ます。

最初に届け出た年月日	年 月 日	
工事をしている土地の所在及び地番		
工事をしている土地の面積		
変更理由		
変更の内容	新	
	旧	

注) 住所氏名は、法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名を記入してください。

第12号様式（第6条関係）

宅地造成等工事着手届

年 月 日

(宛先) 松山市長

工事主 住所氏名
又は名称

宅地造成等に関する工事に着手したので、松山市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第6条の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
着手年月日	年 月 日
工事施行者	住所
	氏名
現場管理者の氏名及び連絡先	
備考	

- 注) 1 住所氏名は、法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名を記入してください。
2 標識の掲示状況を明らかにする写真及び工事の工程計画書を添付してください。

第14号様式（第7条関係）

工事（中止・廃止・再開）届

年 月 日

（宛先）松山市長

工事主 住所氏名
又は名称

宅地造成等に関する工事を中止・廃止・再開したので、松山市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第7条第2号の規定により届け出ます。

工 事 の 種 別	宅地造成又は特定盛土等 ・ 土石の堆積
許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
中 止 ・ 廃 止 ・ 再 開 の 理 由	

注) 1 住所氏名は、法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名を記入してください。

2 届出工事の場合は、許可年月日及び番号欄に届出日を記入してください。

※ 受付欄

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

年 月 日

(宛先) 松山市長

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第18条第1項
第37条第1項} の規定による中間検査を申請します。

1 許可番号	第 号			
2 許可年月日	年 月 日			
3 工事をしている土地の所在地及び地番				
4 工事施行者住所氏名				
5 今回中間検査の対象となる特定工程に係る工事	検査実施回	第 回		
	特定工程			
	特定工程に係る工事終了年月日	年 月 日		
6 今回申請以前の中間検査受検履歴	検査実施回	第 回	第 回	
	特定工程			
	中間検査合格証	番 号	第 号	第 号
		交付年月日	年 月 日	年 月 日
7 今回申請以降の中間検査受検予定	検査実施回	第 回	第 回	
	特定工程			
	特定工程に係る工事終了予定年月日	年 月 日	年 月 日	
8 備考				

申請代理人住所氏名	電話番号
-----------	------

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 工事主又は4欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 6及び7欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

第17号様式（第9条関係）

定期報告書

年 月 日

（宛先）松山市長

工事主 住所氏名
又は名称

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第19条第1項
第38条第1項} の規定により宅地造成等に関する工
事の実施状況等について次のとおり報告します。

共通	1	工事が施行される土地の所在地	
	2	工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
	3	前回の報告年月日（2回目以降のみ記入）	年 月 日
盛宅土地等造に成関又するは工特定	4	報告の時点における盛土又は切土の高さ	
	5	報告の時点における盛土又は切土の面積	
	6	報告の時点における盛土又は切土の土量	
	7	報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況	
土石の堆積に関する工事	8	報告の時点における土石の堆積の高さ	
	9	報告の時点における土石の堆積の面積	
	10	報告の時点における堆積されている土石の土量	
	11	前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	

- 注) 1 住所氏名は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名を記入してください。
- 2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について報告を行う場合は1欄から7欄までを、土石の堆積に関する工事について報告を行う場合は1欄から3欄まで及び8欄から11欄までを記入してください。
- 3 報告の時点における盛土若しくは切土又は土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付してください。

様式第九

※ 受 付 欄

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書

年 月 日

(宛先) 松山市長

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 17 条第 1 項
第 36 条第 1 項} の規定による検査を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の 所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備 考	

申請代理人住所氏名	電話番号
-----------	------

[注意]

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

※ 受 付 欄

土石の堆積に関する工事の確認申請書

年 月 日

(宛先) 松山市長

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 17 条第 4 項
第 36 条第 4 項} の規定による確認を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備 考	

申請代理人住所氏名	電話番号
-----------	------

[注意]

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

